

岐阜県 経営事項審査（紙申請） 手数料納付方法変更のお知らせ（詳細版）



令和8年1月の紙申請から手数料納付方法が変わります！

令和7年12月末の収入証紙販売終了に伴いこれまでの「収入証紙」から以下の方法へ変更となります。



土木事務所のレジで納付(現金・キャッシュレス決済)



審査申込み時に納付方法で「現金 「キャッシュレス決済」を選択

推奨



土木事務所で審査



審査後受付から手数料納付方法確認書をもらい土木事務所に移動



手数料納付方法確認書を渡し、土木事務所のレジで納付

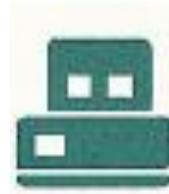


納付後返却された手数料納付方法確認書を持ち審査会場に移動



審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出※



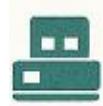


土木事務所のレジで納付 手続きの詳細



土木事務所のレジで納付 手続きの詳細

1. 審査申込み時に納付方法で「現金」「キャッシュレス決済」を選択



土木事務所のレジで納付(現金・キャッシュレス決済)



審査申込み時に納付方法で「現金」「キャッシュレス決済」を選択

推奨



土木事務所で審査



審査後、受付から手数料納付方法確認書をもらい土木事務所に移動



手数料納付方法確認書を渡し、土木事務所のレジで納付



納付後返却された手数料納付方法確認書を持ち審査会場に移動



審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出※



土木事務所のレジで納付 手続きの詳細

1. 審査申込み時に納付方法で「現金」「キャッシュレス決済」を選択

- ・先に「LoGoフォーム」によるオンラインまたはハガキで経営事項審査の申込みを実施します。
- ・経営事項審査申込み（オンライン）時に、経営事項審査手数料の納付方法を選択する間で「キャッシュレス決済」「現金」を選択してください。

※ハガキで経営事項審査を申込む場合、ハガキに納付方法（キャッシュレス決済、現金、収入証紙(R8.9まで)）を記入してください。

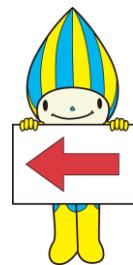
Q14. 経営事項審査手数料の納付方法を選択してください。 必須

- キャッシュレス決済（推奨） 現金 収入証紙（R8.9まで）

この間で「キャッシュレス決済」「現金」を選択してください。
岐阜県はキャッシュレス決済を推奨しています。

※経営事項審査の申込みについてはこちら
岐阜県公式ホームページ経営事項審査の広場
—申請方法等—申込方法

経営事項審査 岐阜県 検索



土木事務所のレジで納付 手続きの詳細

2. 土木事務所で審査



土木事務所のレジで納付(現金・キャッシュレス決済)



審査申込み時に納付方法で「現金」「キャッシュレス決済」を選択

推奨



土木事務所で審査



審査後、受付から手数料納付方法確認書をもらい土木事務所に移動



手数料納付方法確認書を渡し、土木事務所のレジで納付



納付後返却された手数料納付方法確認書を持ち審査会場に移動



審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出※



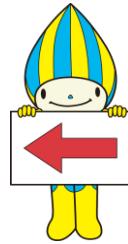
土木事務所のレジで納付 手続きの詳細

2. 土木事務所で審査

- ・ 土木事務所で経営事項審査を受審します。
- ・ これまでの収入証紙納付書に代わり、**手数料納付方法確認書が提出書類**となりました。
納付金額等の確認に使用しますので手数料納付方法確認書を作成し、提出してください。

※手数料納付方法確認書はこちらからダウンロード可能です。

岐阜県公式ホームページ経営事項審査の広場
—経営事項審査様式等ダウンロード



経営事項審査 岐阜県 検索

- ・ 審査後、納付手続にかかる確認等のため受付から呼びますので**呼ばれるまでは待機場所で待機**してください。

土木事務所のレジで納付 手続きの詳細

3,4.手数料納付方法確認書を持って土木事務所に移動しレジで納付



土木事務所のレジで納付(現金・キャッシュレス決済)



審査申込み時に納付方法で「現金」「キャッシュレス決済」を選択

推奨



土木事務所で審査



審査後、受付から手数料納付方法確認書をもらい土木事務所に移動



手数料納付方法確認書を渡し、土木事務所のレジで納付



納付後返却された手数料納付方法確認書を持ち審査会場に移動



審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出※



土木事務所のレジで納付 手続きの詳細

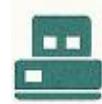
3,4.手数料納付方法確認書を持って土木事務所に移動しレジで納付

- 審査後、受付から呼ばれた際に手数料納付方法確認書が返却されます。
 - 手数料納付方法確認書を持って審査会場から土木事務所まで移動してください。
 - 土木事務所のレジに手数料納付方法確認書を渡し、審査申込み時に選択した方法で支払いをしてください。
- ⚠ 注意：**現金の場合お釣りが発生しないよう事前に準備ください。



土木事務所のレジで納付 手続きの詳細

5.6. 納付後審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出※



土木事務所のレジで納付(現金・キャッシュレス決済)



審査申込み時に納付方法で「現金」「キャッシュレス決済」を選択

推奨



土木事務所で審査



審査後、受付から手数料納付方法確認書をもらい土木事務所に移動



手数料納付方法確認書を渡し、土木事務所のレジで納付



納付後返却された手数料納付方法確認書を持ち審査会場に移動



審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出※



土木事務所のレジで納付 手続きの詳細

5.6. 納付後審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出※

- レジでの支払が完了すると右下に出納印、決済No、決済金額が記入された手数料納付方法確認書が返却されます。これらが記入された手数料納付方法確認書*を持って土木事務所から審査会場まで移動してください。

* 記入されているかよくご確認ください。



- 審査会場の受付に手数料納付方法確認書を提出します。これで納付完了です。

※土木事務所によっては手数料納付方法確認書の回収を土木事務所で行います。その場合、レジでの支払いが完了した時点で納付完了です。（支払い後、審査会場への移動なし）詳細は各土木事務所までご確認ください。

土木事務所のレジで納付 手続きの詳細
7. その他 注意事項等

- 審査日に廃業となっている業種は審査対象となりません。審査前に業種数を確認し誤納とならないように注意してください。
- 手数料納付方法確認書は提出書類です。持ち帰った場合納付完了の確認ができず、審査完了となりません。支払い後、必ず提出してください。
- 納付が完了するまでは審査完了とならず、結果通知書が発送されません。
- 岐阜県の経営絵事項審査ではレジでの支払い手続きがスムーズに可能なキャッシュレス決済を推奨します。キャッシュレス決済へのご協力をお願いします。





収入証紙での納付手続きについて



収入証紙での納付手続きについて

- ・ 収入証紙での納付も収入証紙の使用期限である令和8年9月まで可能です。
- ・ 収入証紙での納付を希望する場合は、審査申込み時に納付方法で「収入証紙(R8.9まで)」を選択し、収入証紙納付書を作成して納付をしてください。

お問い合わせ先

主たる営業所	申請窓口	電話(代表)	主たる営業所	申請窓口	電話(代表)
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	岐阜 土木事務所	058-214-9624	多治見市、瑞浪市、土岐市	多治見 土木事務所	0572-23-1111
大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡	大垣 土木事務所	0584-73-1111	恵那市、中津川市	恵那 土木事務所	0573-26-1111
揖斐郡	揖斐 土木事務所	0585-23-1111	下呂市	下呂 土木事務所	0576-52-3111
関市、美濃市	美濃 土木事務所	0575-33-4011	高山市（国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域を除く）、大野郡白川村	高山 土木事務所	0577-33-1111
郡上市	郡上 土木事務所	0575-67-1111	高山市（国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域）、飛騨市	古川 土木事務所	0577-73-2911
美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡	可茂 土木事務所	0574-25-3111			

手数料納付方法の変更全般についてのお問い合わせ先

岐阜県 県土整備部 技術検査課（電話）058-272-8504

